特記仕様書（用地測量 条件明示一覧表）

受託業務	明　示　事　項	条　件　及　び　内　容
1 用地測量	ア 本測量は右欄に示す基準等を適用す	☑三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号、令和2年国土交通省告示第461号及び令和5年国土交通省告示第250号により一部改正）を準用） □農林水産省農村振興局測量作業規程準用 ☑測量業務共通仕様書（三重県）【令和３年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定　　年　月） ☑用地調査等業務共通仕様書（三重県）【令和３年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定　　年　月） □その他（　　）
	イ 業務報告書は右欄のとおり提出すス	☑実施計画書として業務計画書、業務工程表、使用主要機器表、測量作業従事者名簿を提出する。 ☑本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行い、その証明書の写しを業務計画書に添付すること。 ☑トータルステーションは３級以上を使用すること。 ☑業務完了の10日前までに測量数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☑業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出す □その他（　　）
	ウ 用地実測図に右の事項を追加記載すス	☑取得する土地の面積計算は座標求積により行い、用地実測図余白に記載する。 □残地の面積計算は別途面積計算書を提出する。 □残地の面積計算は行わない。 ☑筆界点の座標値は、残地も含めて、立会いして確定測量した地点すべての座標値を記載する。 ☑地番、起業地と接する土地の地目及び所有者を記載する。 ☑基準点、補足基準点、中心杭、幅杭、筆界点、用地境界仮杭、恒久的地物点には各グループごとに簡潔な英記号及び点毎に連番を付した点名をつけ、用地実測図余白に全座標を記載する。（余白に記載しがたい場合は別図面とする。） ☑恒久的地物は、監督員と協議し選定を行い、概略図及び座標値を用地実測図余白に記載する。成果物には別途点の記を添付する。 公共座標を使用した場合は、基準とした三角点及び公共基準点の系番号、点名、座標値を成果物及び用地実測図余白に記載する。（公共座標を使用した場合でも、恒久的地物を測量する。） □その他（　　）

1　上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2　明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
3　別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（用地測量 条件明示一覧表）

<table>
<tr><th>受託業務</th><th colspan="2">明　示　事　項</th><th>条　件　及　び　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>エ</td><td>用地実測図及び用地平面図の表示記号は右のとおりとする。</td><td>☑作業規程の準則によるほか、以下の表のとおりとする。
その他、監督員から指示された場合は、その指示による。
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">記　号</th><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">記　号</th></tr>
<tr><th>形状及び大きさ</th><th>線色</th><th>形状及び大きさ</th><th>線色</th></tr>
<tr><td>中心杭</td><td>◎ 3.0mm</td><td>緑</td><td>刻　印
（ペイント）</td><td>△ 2.0</td><td>黒</td></tr>
<tr><td>用地幅杭・用地境界仮杭及び起業地の境界</td><td>⊠ 2.5</td><td>橙</td><td>計算点</td><td>○ 1.0</td><td>黒</td></tr>
<tr><td>用地取得予定線
(公図等転写図に使用)</td><td>0.4 0.4 6.2 6.2 1.0 1.0 1.0</td><td>赤</td><td>一筆内の異なる地目の境界</td><td>0.5 0.5</td><td>黒</td></tr>
<tr><td>金属標
（プレート）</td><td>□ 2.0</td><td>黒</td><td>一筆内の異なる権利の境界</td><td>0.2 0.8</td><td>赤</td></tr>
<tr><td>金属鋲</td><td>⊗ 2.0</td><td>黒</td><td>一筆内の異なる占有者の境界</td><td>0.4 0.6</td><td>緑</td></tr>
<tr><td>木　杭</td><td>○ 2.0</td><td>黒</td><td>基　準　点
（補助基準点）</td><td>例 ⊗ 2.0
※設置した杭種を標記</td><td>緑</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>オ</td><td>立会確認書に右の事項を記載する。</td><td>☑「立会人署名」欄は、現地において立ち会った関係権利者（隣接土地所有者を含む）の署名を求める。代理人のときは、「立会人署名」欄に代理人が署名し摘要欄に本人との関係を明記する。
☑立ち会った官公署職員、地元役員等にも署名を求める。
登記簿と現住所が異なるときは、摘要欄に現住所を記載する。
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>カ</td><td>境界杭等の規格は右のとおりとする。</td><td>☑境界杭・・・プラスチック杭、赤色、4.5cm×4.5cm×45.0cm、プラスチック杭を打設しがたいところは別途監督員と協議する。
☑用地境界仮杭・・・プラスチック杭、黄色、7.0cm×7.0cm×60.0cm、プラスチック杭を打設しがたいところは別途監督員と協議する。
☑用地幅杭・・・プラスチック杭、黄色、7.0cm×7.0cm×60.0cm
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>キ</td><td>成果等は右欄のとおり提出する。</td><td>☑作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものについては除外する。
☑本業務における成果物（紙媒体）の提出部数は、
（　□ ３部　☑ ２部　□ １部　□（　）部）とする。
☑電子記憶媒体を３部提出すること。ただし、その仕様等については、三重県ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル【令和５年７月改訂】によるものとする
□指示する期日までに提出する成果物あり。
（　　）
☑成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。
□その他（　　）</td></tr>
</table>

1　上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2　明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
3　別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（用地測量 条件明示一覧表）

受託業務	明　示　事　項	条　件　及　び　内　容
	ク　打合せ等の実施は、右欄のとおりとする。	☑業務着手時 ☑中間打合せ　（　2　）回 ☑成果品納入時 □関係機関協議資料作成　（　　）機関 □関係機関打合せ協議　（　　）機関
	ケ　座標・街区登録	□その他（　　）
	コ　資料の貸与	□発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （　　） ☑貸与する資料の借用、返納においては、所定の様式を提出すること。 （三重県ＨＰ「三重県の公共事業情報」を参照）
	サ　国土調査法第１９条第５項の規定に基づく指定申請書等の作成方法は右欄のとおりとする。	□受注者は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図とともに、発注者が指定する形式の電子データを作成するものとする。地図等の具体的な作成に当たっては、国土交通省土地政策審議官部門地積整備課発行の「国土調査法第19条第5項指定申請の手引」の「（別紙２）登記所送付用地図（電子データ）の作成要領」を踏まえて行うものとする。 □受注者は、用地測量の成果を対象として、国土調査法第１９条第５項の規定に基づく指定を受けるための申請書案を作成するものとする。申請書案の具体的な作成に当たっては、国土交通省土地政策審議官部門地積整備課発行の「国土調査法第19条第5項指定申請の手引」の「（別紙１）国土調査法第19条第5項の認証の申請書 作成要領」に基づいて行うものとする。
	シ　その他	☑暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

1　上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2　明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
3　別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（用地測量 条件明示一覧表）

受託業務	明　示　事　項	条　件　及　び　内　容
		☑ 不当要求等を受けた場合の措置について 三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から［※役職名記入］（不当要求等防止責任者）に報告様式〔三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、［※役職名記入］（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。 □ 漁業関係による調整について 業務の履行に関して、履行期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 内水面漁業協同組合への業務内容等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。 □ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☑ 設計変更を行う際には、三重県設計業務等変更ガイドライン（三重県　令和4年7月）を参考とする。（三重県ＨＰ「三重県の公共事業情報」を参照） □ 業務委託における遠隔臨場に関する試行要領（三重県県土整備部　令和4年7月）を適用（三重県ＨＰ「三重県の公共事業情報」を参照） ☑ 屋外で行う用地測量実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。 ☑ 情報共有　（□ 電子メール（①を適用）□ＡＳＰ（②を適用） □ 電子メール又は受注者希望によりＡＳＰ（①または②を適用）） ① 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照　） ② 情報共有システムの試行に関する特記仕様書 令和5年 4月（三重県県土整備部）（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☑ その他（SIMAデータを提出すること　　）

1　上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2　明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
3　別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。